徳山ダム導水路 住民訴訟審理の現状と今後の見通し

「導水路は要らない!愛知の会」総会 2011.7.23 桜華会館 弁護団 在間正史

本曽川水系連絡導水路の根拠 ①河川環境保全のための流量の確保 ②新規利水

木曽川大堰放流量ー塩化物イオン濃度

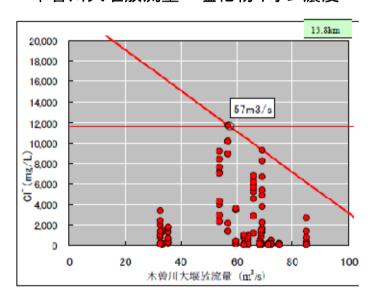


図 2.6 ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量

国土交通省『木曽川水系河川整備基本方針(案)流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する説明資料(案)[木曽川編]』より

木曽川水系河川整備計画

木曽川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保された渇水対策容量の水を一部は長良川を経由して木曽川に導水することにより、①異常渇水時〔平成6年(1994)渇水相当〕においても、木曽成戸地点において河川環境の保全のために必要な流量の一部である40㎡/s を確保するとともに、②徳山ダムにより開発した愛知県及び名古屋市の都市用水最大4.0㎡/s を導水する。

木曽川水系河川整備基本方針説明資料

動植物の生息または生育

河口から木曽川大堰区間においては、感潮域における代表種(シジミ)の生息・産卵に必要な流量を算出すると、木曽川大堰下流で約50㎡/s となる。(左図参照)

訴訟の進行経過(1)

第1回口頭弁論 2009年7月29日

原告:訴状

被告:答弁書 (訴状の一部のみ事実の認否)

第2回口頭弁論 2009年10月21日

原告: 第1準備書面 (監査請求不前置等の本案前の答弁に対する反論)

被告:第1準備書面 (残された訴状の事実の認否のみ)

第3回口頭弁論 2010年1月14日

被告:第2準備書面

(木曽川水系のフルプラン、河川整備基本方針、河川整備計画、導水路事業実施計画の事実 経過だけを述べて、導水路事業は「所要の手続を適正に経て」策定された)

第4回口頭弁論 2010年3月24日

原告:第2準備書面

(導水路事業の費用負担金の支出が違法なのは、支出の原因となっている事業計画の違法性が承継されたからでなく、事業の必要性がないことから、その支出自体が地方財政法4条1項「経費の必要最少限度の原則」及び地方自治法2条4項「最小経費による最大効果の原則」に違反しており、予算執行適正の確保の見地から看過し得ない違法があるからである)

被告:第3準備書面、 乙1~45(事業実施計画までの計画策定に関する文書類)

原告: 求釈明1(被告第2準備書面で、河川整備基本方針が「所要の手続を適正に経て」策定されたと主張するのは、河川分科会・同検討小委員会の審議を経ているということか、その適正な調査審議を経たということか、いずれを根拠とするのか)

訴訟の進行経過(2)

第5回口頭弁論 2010年6月2日

原告:第3準備書面、 甲3(伊藤本)、4(近藤本)、5(在間·愛知県需給想定調査検討書)

(愛知用水地域の水需給として徳山ダム2.3㎡/sは不要で、導水路は不要)

被告:第4準備書面(原告第2準備書面に対する反論)

被告:第5準備書面、 乙46(正常流量資料)、47(正常流量説明資料)

(河川分科会・同検討小委員会の調査審議を経たことにより、河川整備基本方針の内容の客観性及び公正性が確保されている)

←**原告: 求釈明2** (被告第5準備書面は、どのように具体的な調査審議がなされたことをもって、内容の客観性及び公正性が確保されていると主張するのか)

裁判所: 求釈明(乙46、47に基づきどういう調査審議が行われたのか説明せよ)

第6回口頭弁論 2010年8月23日

被告:第6準備書面

(①原告求釈明書2に対して議事録を引用して審議内容を主張。②原告第3準備書面に対する認否と結論(下記求釈明3の対象)、甲5を作成した在間に対する人格的批難を行う)

←原告:求釈明3

(「愛知県需要想定調査の平成27年需要想定値は<u>あくまで平成12年までの過去の実績を用いて想定されたもので</u>、合理性に疑問の余地はない」ということは、2007年までの実績に基づけば需要想定値には合理性がないということは認めるのか)※スライド7参照

訴訟の進行経過(3)

第7回口頭弁論 2010年10月20日

被告:第7準備書面

(原告の求釈明に対して、木曽川水系フルプランの愛知県需給想定の合理性が問題となるのであり、「愛知県需要想定調査は平成12年までの実績に基づいてなしている」ので、2001年から2007年までの実績値は調査時に存在しなかったから、釈明に応じない。)

原告:第4準備書面

(被告第6準備書面の①に対する反論。河川整備基本方針を審議した河川分科会の議事録の記載を引用して、同分科会の審議内容では、成戸地点下流の河川維持流量は<u>客観的・</u> 実証的なデータや事実に基づいているといえない。)

第8回口頭弁論 2010年12月15日

原告:第5準備書面

(本件支出差止請求は、支出に予算執行の適正の確保見地から看過できない違法があることを理由とするものであるから、その違法理由は、各支出時において、①それぞれの目的とされることの必要性が認められないこと、②また、流水正常機能維持については根拠となっている木曽川水系河川整備基本方針の正常流量や同河川整備計画の確保流量が、新規利水については根拠となっている木曽川水系フルプランにおける愛知県需給想定調査の需給想定が、客観的、実証的なものとして認められず事実の基礎を欠いていること、により支出の原因が著しく合理性を欠いているからである。)

訴訟の進行経過(4)

第9回口頭弁論 2011年2月21日

原告:第6準備書面

(木曽川の水利秩序の形成、特に成戸地点下流の河川維持流量とされている利水上制限流量50㎡/sの歴史的経過。河川維持流量50㎡/s は、昭和30年代の舟航用水に基づくものである。河川維持流量として、下流の漁業、特にヤマトシジミ漁のため、ヤマトシジミが生息できる塩分濃度になるために50㎡/s が必要であるということは全く議論されていなかった。国土交通省は、利水上制限流量決定に際しての資料は廃棄して全く保有していない。)

被告: 第8準備書面 (原告第5準備書面に対する反論。本件支出の違法判断のあり方)

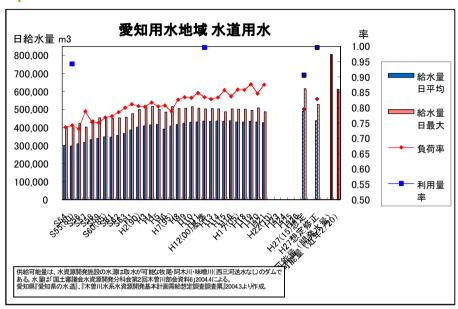
第10回口頭弁論 2011年5月11日

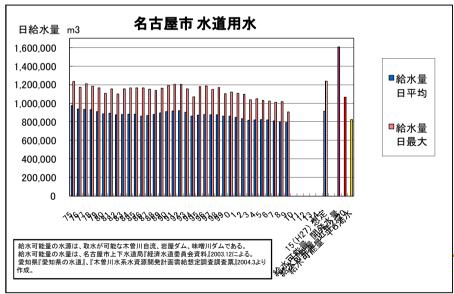
原告:第7準備書面、甲19(山内克典『木曽川成戸地点における必要流量の検討』)

(河川整備基本方針や河川整備計画の成戸地点より下流の河川維持流量の50㎡/sあるいは40㎡/s は、動植物の生息生育等の河川環境として、ヤマトシジミの生息のためのもので、ヤマトシジミの生存限界の塩化物イオン濃度が11,600mg/L以下になる流量が50㎡/sであることを根拠として定められたものであるが(スライド2)、ヤマトシジミの生存限界の塩化物イオン濃度が11,600mg/Lであることには何の科学的根拠もない。成戸地点より下流の河川維持流量50㎡/sは、おおよそヤマトシジミの生存とは関係がないものであり、根拠なく最初から設定されたものである。)

原告:証人尋問申請(山内克典証人、富樫幸一証人)

徳山ダム導水路供給地域の水道用水需要実績と想定





愛知用水地域 (2.3 m³/s)

- 日最大給水量は、1995年から50万㎡程 度で横這い。2009年は49万㎡。
- 2015年需要想定61.6万㎡ は実績と乖離していて過大。
- 負荷率が近年は85%を超えるようになっている。想定の79.5%は過小。
- 日最大給水量は近年2/20安定供給可能 量61万㎡を下回っている。

名古屋市 (1m³/s)

- 日最大給水量は、1996年から毎年減少、2009年は91万㎡。
- 2015年需要想定124万㎡ は実績と乖離 していて過大。
- 負荷率が近年は79%を超えるようになっている。2009年は87.5%。想定の74%は過小。
- 日最大給水量は近年2/20安定供給可能 量107万㎡を下回っている。

訴訟の今後の進行見通し

第11回口頭弁論 2011年8月25日11:00 (次回)

被告から、原告第6、7準備書面に対する反論。

原告から、富樫幸一『意見書 木曽川水系連絡導水路事業において名古屋市・愛知県の利水目的が抱える問題点』を書証として提出。

今後の進行見通し

被告の上記反論の後、1回程度の口頭弁論を経て、徳山ダム導水路の、①流水正常機能維持のための不要性について山内克典証人、②新規利水のための不要性について富樫幸一証人、各人証尋問が行われる見通し。